

平成28年度予算 創業・第二創業促進補助金 主なQ & A

1 補助対象者（全体）について

Q 1-1：特定創業支援事業とは何ですか。

A 1-1：産業競争力強化法第2条第25項に規定する「創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与するもの」を言います。具体的には、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第8条に規定されているとおり、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販売の方法」に関する知識を全て習得できるように支援する事業であって、継続的に行われる事業となります。本事業の実施者は、認定市区町村又は連携認定創業支援事業者となりますので、詳細については、創業を予定する認定市区町村の窓口へお問い合わせ下さい。

※全国の認定市区町村窓口

<https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chiiikimadoguchi.html>

Q 1-2：特定創業支援事業を受けることを証明する書類として、どのような書類が必要ですか。

A 1-2：既に特定創業支援事業を受けた方については、市区町村が発行する「特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書」の写しが必要となります。既に特定創業支援事業を受けた方で、発行を受けていない方や、今後受ける予定の方については、「平成28年度創業・第二創業促進補助金に係る認定市区町村又は認定連携創業支援事業者による特定創業支援事業に係る確認書」が必要となりますので、創業予定の認定市区町村へお問い合わせください。

Q 1-3：いつまでに特定創業支援事業を受ける必要がありますか。

A 1-3：補助事業期間中に受ける必要があります。補助事業期間は最大で、12月末までになります。

Q 1-4：年齢や性別の制限はありますか。年齢や性別で有利不利はありますか。

A 1-4：年齢や性別による応募の制限はありません。なお、平成25年6月21日に公布された小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）を受け、これから創業する女性や若者に対しては一定の配慮を行います。

Q 1-5：補助対象者が、認定市区町村における創業かつ特定創業支援事業を受ける者に限られているのはなぜですか。

A 1-5：本補助金は、産業競争力強化法に基づいて認定された市区町村が実施する創業支援に繋げるため、同市区町村における創業に限定しております。また、平成28年度予算事業については、同法第2条第25項において、「特に創業の促進に寄

与する」とされる特定創業支援事業を受ける者に限定することで、より支援の重点化を図っております。

Q 1-6 : 要項の3ページに記載されている、『なお、第8回認定に向けて申請している。市区町村での創業を予定しており、当該市区町村が認定されなかった場合は、採択の対象となりません。』とはどのような意味でしょうか。

A 1-6 : 本補助金は、認定市区町村での創業を対象としているものですが、採択時に支援体制が整うことを条件に第8回認定に向けて申請している市区町村も、応募の対象として扱っております。

※なお、第8回認定に向けて申請している当該市区町村が認定されなかった場合は、採択の対象となりません。

Q 1-7 : 特定非営利活動法人を対象としているのは何故ですか。

A 1-7 : 創業形態が多様化している中、会社や個人事業主と同様に特定非営利活動法人が雇用の創出及び地域活性化に一定の役割を果たしていることに鑑み、応募対象者に特定非営利活動法人も含めております。

Q 1-8 : 一般社団法人や一般財団法人の設立は対象になりますか。

A 1-8 : 一般社団法人や一般財団法人等は対象外となります。他にも事業協同組合、商工組合特定目的会社、農事組合法人、任意のグループは対象になりません。

2 補助対象者（創業）について

Q 2-1 : 既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、今回の補助対象となりますか。

A 2-1 : すでに創業をしている方は補助対象となりません。募集開始日以降に創業される方を対象としております。

Q 2-2 : 現在、個人事業主ですが応募できますか。

A 2-2 : 以下のとおりです。

<応募対象となる方>

- ・平成28年4月1日以降に開業された個人事業主の方
※補助事業期間内に個人事業主として創業し、引き続き期間内に法人化する場合は対象となります。

<応募対象とならない方>

- ・平成28年3月31日以前に開業された個人事業主の方で個人事業主として引き続き事業を行う方
- ・平成28年3月31日以前に開業された個人事業主の方で補助事業期間内に同一の事業で法人（会社・特定非営利活動法人）化される方

Q 2-3：これから創業する予定ですが、応募してから採択が決まる前に応募者は創業してもいいのですか。

A 2-3：創業しても差し支えありません。

ただし、補助金の対象となる期間はあくまでも採択決定後に行う補助金交付決定日以降となるので注意してください。

Q 2-4：法人も応募できますか。

A 2-4：平成28年4月1日以降に法人設立をされている場合でも応募は可能です。応募主体は代表者の方個人となります。また、既存企業の役員の方が、新たに事業を立ち上げる場合には、既存企業の役員としてではなく、個人として応募いただく必要があります。

Q 2-5：一度廃業した者などが再チャレンジで応募することは可能ですか。

A 2-5：可能です。

Q 2-6：次の場合は、対象となりますか。

①個人事業主として病院を開業

②フランチャイズチェーン店として創業

A 2-6：公序良俗に反するものや公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる事業など）でない限り、業種による制限を設けていないので、いずれも対象になります。ただし、独創性等については、審査において判断することとなりますので、他の店舗等と差別化されていることについて、応募書類「様式2（2）①事業の具体的な内容」に記載してください。

Q 2-7：業種に制限はありますか。

A 2-7：募集要項の2. 補助対象者の要件を満たしていれば対象となります。

ただし、事業計画の独創性等については審査において判断することとなります。

Q 2-8：次の場合は、対象となりますか。

①A社の代表者や社員が新たにB社を設立する場合

②A社とB社が連携して新たにC社を設立する場合

③大企業A社の社員等がその籍を置いたまま新しくB社を設立する場合

A 2-8：いずれも新しい会社が設立されるので対象となりますが、申し込み主体は個人（会社設立後に代表者となる者）となります。ただし、みなし大企業は対象となりませんのでご注意ください。みなし大企業については、募集要項2.（2）をご覧ください。

例えば既存企業の社長が、個人開業又は別法人を設立する場合は、対象となります。事業計画には今回実施する事業内容が、既存企業での内容から差別化されている点を記載してください。単なる延長であるとみなされる場合は対象となりま

せんので、ご注意ください。

Q 2-9 : 個人事業として創業した場合、創業を証明する書類は何が必要でしょうか。

A 2-9 : 創業が確認できる書類として、税務署受付印のある開業届写し（電子申請の場合「メール詳細（受信通知）」を受付印の代用として提出可）の提出が必要です。

Q 2-10 : 特定非営利活動法人の設立に際して注意すべきことはありますか。

A 2-10 : 特定非営利活動法人の設立には、まず特定非営利活動法人を所轄する行政庁（都道府県又は政令指定都市）の認証が必要となります。（創業補助金の採択は、認証に関する保証をするものではありません。）認証手続き等についてご不明な点は、お近くの特定非営利活動法人の所轄庁にお問い合わせください。所轄庁一覧は、以下内閣府NPOホームページをご覧ください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/shokatsucho/index.html>

なお、補助金の支払いには、特定非営利活動法人が補助事業期間中に設立されることが必要となりますのでご注意ください。

Q 2-11 : 事業完了予定日までに開業届又は法人設立登記ができない場合には補助金は支払われないのでしょうか。

A 2-11 : 募集要項、P. 2 2. 募集対象者に記載があるように、募集対象者は、事業完了予定日までに、開業又は設立することが必要です。よって開業又は設立ができない場合は、要件を満たす者ではないと判断します。特に、特定非営利活動法人につきましては、設立の認証に際して、定款等の書類を2ヵ月間公衆の縦覧に供する必要があるなど、設立に時間を要しますので、余裕を持って手続きを行うようにしてください。

Q 2-12 : 「①中小企業者と連携して事業を行う特定非営利活動法人」や「②中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立する特定非営利活動法人」とは具体的にどのような事業を行う場合が対象になりますか。

A 2-12 : 例えば、①商店街の空き店舗にキッズスペースを設置し、地域の子どもの受け入れや商店街と共同で子ども向けイベントを実施することで、商店街全体の魅力を向上させる事業や、②若者等に対して中小企業の魅力を発信し、企業とマッチングを行うことで、中小企業の人材確保を支援する事業などを指します。

Q 2-13 : 「中小企業者と連携して事業を行う特定非営利活動法人」は対象となりますが、「中小企業と連携」とは何を指しますか。

A 2-13 : 当該特定非営利活動法人が、事業計画書に記載した事業において、中小企業と共同で企画・運営・開発・販売等を実施する事業を行うことを指します（単なる取引（原材料の購入や不動産等の賃貸等）は連携には該当しません）。具体的な連携内容については、事業計画書に記載してください。

なお、上記の要件を満たしているかの確認については、有識者による審査会に

において評価を行います。また、補助事業終了時、申請時に予定していた連携事業が実施されていることが確認できない場合には、要件を満たしていないことから補助金が支払われませんのでご注意ください。

Q 2-14 : 「中小企業が参入しうる新たな市場創出に繋がる事業活動を行う者であって、有給職員を雇用する特定非営利活動法人」が対象となっていますが、具体的にどのような事業を行うことを指しますか。

A 2-14 : ○地域初の商品・サービスの提供であるなど独創性があること
○類似品に比べて構造・機能・体制等において優位性があること
○営利団体である中小企業であっても将来的に参入しうると考えられる採算の取れる市場規模が見込まれること
等を行うことを指します。
なお、上記の要件を満たしているかの確認については、有識者による審査会において評価を行います。

Q 2-15 : Q 2-14 における有給職員はいつまでに何名雇用すればよいのですか。

A 2-15 : 補助事業期間中に、最低 1 名以上雇用することが必要です。

Q 2-16 : H 2 4 ~ H 2 7 度予算創業補助金で採択されたが、今回応募はできますか。

A 2-16 : 応募できません。

3 補助対象者（第二創業）について

Q 3-1 : この補助金での「第二創業」の定義を教えてください。

A 3-1 : 「平成 2 8 年 4 月 1 日の 6 か月前の日（平成 2 7 年 1 0 月 1 日）から、公募開始日以降 6 か月以内（平成 2 8 年 1 0 月 1 日）かつ補助事業期間完了日までの間に事業承継を行った又は予定している方で、これまで行っていた事業の属する事業とは異なる事業（業種は日本標準産業分類の細分類による。）を行う者」となっています。

Q 3-2 : ここでいう事業承継とは何を指しますか。

A 3-2 : 会社であれば、先代経営者が後継者に代表権を承継することです。個人事業主であれば、先代経営者が廃業の手続きを行い、後継者が開業の手続きを行うことです。事業承継ですので、何らかの経営資源を承継し、それを活かした事業展開が必要になります。

Q 3-3 : 会社の場合の第二創業について、先代の経営者は役員を退任しなくてはならないのですか。

- A 3-3 : 退任する必要はありません。先代の経営者は、代表権を有しない役員に留まることが可能です。
- Q 3-4 : 第二創業で、承継する後継者が2名いて、その2名が共同代表者となることは可能ですか。
- A 3-4 : 3-1の定義を満たしているのであれば、承継する後継者の人数に限定はありません。共同代表者も認めます。
- Q 3-5 : 先代経営者（代表権を有している者）が複数名いる場合には、全ての代表者が代表権を退任する必要がありますか。
- A 3-5 : 全ての代表者が代表権を退任する必要があります。
- Q 3-6 : 既存の事業で融資を受けていますが、今回新たに応募する事業で外部資金の調達が十分見込まれることが必要なのでしょうか。
- A 3-6 : 既存の事業で融資を受けている方でも、今回の補助対象事業について外部資金の調達が十分見込まれることが必要です。
- Q 3-7 : 個人事業主の場合、事業承継する後継者が個人事業の開業ではなく新しく会社を立ち上げる場合は第二創業となりますか。
- A 3-7 : 「第二創業」ではなく、会社の「創業」として整理します。「創業」にお申し込みください。
- Q 3-8 : 第二創業の場合、新事業・新分野への進出を行うものとありますが、既存の事業は行っても良いのでしょうか。
- A 3-8 : 問題ありません。
- Q 3-9 : 第二創業について、M&Aによる新事業・新分野進出は対象となりますか。
- A 3-9 : M&Aであっても第二創業の定義や他の条件に該当すれば対象となります。
- Q 3-10 : 第二創業について、休眠会社を新代表の元で復活させ、新事業を行う場合は対象となりますか。
- A 3-10 : 応募時に休眠している場合は、補助対象外となります。
- Q 3-11 : 第二創業について、応募者は誰になるのですか。
- A 3-11 : これから事業承継する場合には、応募時には先代経営者が応募者となり、事業承継した時点で所定の計画変更により代表者の変更を行う必要があります。既に事業承継している場合は、応募者は後継者となります。
- Q 3-12 : 特定非営利活動法人が第二創業を行う場合、事業承継として認められるために必要な要件は何ですか。

- A 3-12: 理事が全員変更されるとともに、当該者が社員からも変更される事を指します。ただし、定款により代表権が制限されている理事については、変更する必要はありません。

4 補助対象事業について

- Q 4-1: 外部資金の調達は、補助事業期間中に必ず見込まれる計画になっていなければならないのですか。
- A 4-1: 補助事業期間中に限定はしていませんが、少なくとも将来的に見込まれる事業内容であることが必要です。
- Q 4-2: 応募時点においては補助事業期間中に外部資金が見込めていましたが、結果的に調達できず自己資金で対応した場合、補助金は支払われないのですか。
- A 4-2: 金融機関による融資が見込まれることは、本補助金の必須要件ですが、補助事業期間中に融資が実行されないからといって直ちに補助金を受ける資格を失うことにはなりません。結果的に自己資金のみとなった場合でも、事業の実施状況を見ながら判断します。
- Q 4-3: 外部資金を調達する金融機関に制限はありますか。
- A 4-3: あります。
この補助金でいう金融機関とは、銀行（都市銀行、地方銀行など）、協同組織金融機関（信用金庫、信用協同組合など）、政府系金融機関のことです。
- Q 4-4: 同一の事業内容であっても、補助事業期間が異なる場合は本補助金と国（独立行政法人を含む）の他の補助金の両方を利用しても構わないでしょうか。
- A 4-4: 補助事業期間が重ならない部分については、他の補助金を利用しても重複利用には該当しません。
- Q 4-5: 同一期間内に本補助金と地方自治体の補助金の両方を利用することはできますか。
- Q 4-5: 可能です。ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。
(例えば、地方自治体による家賃補助を受けている場合、創業補助金においては家賃補助を受けることはできない。)
- Q 4-6: 重複利用については、応募書類に記載があることで審査に影響がありますか。
- A 4-6: 利用を予定する（利用している）他の補助金等の記載を求めているのは、補助事業期間の確認を行い、重複利用とならないように注意喚起を行うためであり、記載があることをもって、不採択とする趣旨ではありません。創業補助金及び重複利用にあたる補助金の両方に採択された場合は、どちらを活用するかを選択してもらうこととなります。

- Q 4-7 : 第二創業で、後継者による新事業についての事業計画は本補助金に申請し、既存の事業で別の事業計画を他の補助金制度として申請することは可能ですか。
- A 4-7 : 異なる事業計画であれば可能です。
- Q 4-8 : 個人事業として起業、その後法人化を両方とも補助事業期間中に行った場合でも、両方の費用が対象となりますか。
- A 4-8 : 対象となります。
- Q 4-9 : 外部資金の調達について、保証協会付きの融資の利用は可能ですか。
- A 4-9 : 信用保証を利用することは可能です。応募時点で保証協会の審査が通っている必要はなく、あくまで外部資金の調達が十分見込めることが条件です。
- Q 4-10 : 自己資金のみの場合でも対象ですか。
- A 4-10 : 金融機関による融資が見込まれることは本補助金の必須要件ですが、補助事業期間中に融資が実行されないからといって直ちに補助金を受ける資格を失うことにはなりません。結果的に自己資金のみとなった場合でも、事業の実施状況を確認させていただきます。

5 補助対象経費について

- Q 5-1 : 国内に本社は構えた上で、更に海外に店舗等を設ける場合、海外での店舗等借入費や内外装費用は対象になりますか。
- A 5-1 : 海外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や内外装工事費、機械装置・工具・器具・備品の調達費は対象となりません。海外店舗設置に伴う、許認可のために海外の官公署へ支払われる費用も対象となりません。
- Q 5-2 : 設備費について、中古品は対象になりますか。
- A 5-2 : 中古品は中古市場において、価格設定の適正性が明確でないことが一般的であるため、対象となりません。
- Q 5-3 : 本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象になりますか。
- A 5-3 : 三親等以内の親族については、補助対象外です。
- Q 5-4 : 税理士報酬は補助対象となりますか。また、金額の上限はありますか。
- A 5-4 : 補助対象経費としては謝金として計上することは可能です。金額は応募者と税理士の当事者間で調整の上、決定してください。
- Q 5-5 : 交付決定日より前の事前着工について、やむを得ない事情がある場合であっても

認められないのですか。

A 5-5：補助対象とはなりません。

Q 5-6：外注費と委託費は何が違いますか。

A 5-6：外注費は請負契約を締結しているような場合を指します。

たとえばホームページの制作を依頼した場合は外注費、ホームページ完成後の管理業務を依頼した場合は委託費となります。

【外注費（請負）】	【委託費（委任・準委任）】
業務の完遂が義務であり、その結果に対する報酬が発生する契約形態の場合	業務の処理が義務であり、結果責任を負わず業務受託者の裁量が許される契約形態の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・WEB サイト作成 ・EC サイト出展料 ・ショッピングカート利用料 ・試供品、サンプル品の制作 ※販売用商品、有償貸与するものは対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・電話受付交換業務 ・経理事務業務 ・WEB 維持管理 （要注意） 上に例示されているものでも、契約形態として業務結果に対する報酬が支払われる内容のものは請負契約となり、委託費とならない

Q 5-7：募集要項 P11 IVその他 (1)その他費用【対象とならない経費】の中に「事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代とありますが、他にはどのようなものが消耗品として考えられますか。

A 5-7：例) 宿泊施設・飲食店などで使用する調理器具（鍋・包丁等）、食器・膳・弁当箱、布団・シーツ・カーテン・ユニフォーム等が消耗品としての扱いとなります。

6 応募手続について

Q 6-1：同一人物が2事業（2社）の補助金申請は出来ますか。

A 6-1：同一者での応募は、「創業」「第二創業」のいずれか1件とします。

Q 6-2：これまでの募集で採択されなかった場合、今回の募集に応募できますか。

A 6-2：応募できます。

Q 6-3：応募書類の提出方法を教えてください。

A 6-3：郵便・宅配便・バイク便にて、お送り下さい。

事務局に直接、ご持参いただいても、受付ておりませんので、ご注意ください。

Q 6-4：これまでの募集で採択されたのですが、やむを得ず辞退した場合は、今回の募集に応募できますか。

A 6-4 : 応募できません。

Q 6-5 : 応募書類に不足があった場合の連絡について

A 6-5 : 全ての書類が揃っていて、はじめて審査対象となります。応募書類に不足があっても連絡はしておりません。書類を確認した上でご応募ください。

Q 6-6 : 補足説明資料が、A 4 判片面印刷 10 枚程度と記載があるが、枚数に制限はありますか。

A 6-6 : あります。10 枚程度にまとめてください。また、A 4 判両面印刷・A 3 判印刷は不可になります。

Q 6-7 : 電子媒体は、CD-Rのみですか？USBでも、よろしいでしょうか。

A 6-7 : CD-Rのみです。

7 審査・採択について

Q 7-1 : 第二創業で申し込む場合、現在の事業は審査の対象ですか。

A 7-1 : 現在の事業の内容は審査対象外です。ただし、これまでの事業については決算書等により継続性を確認させていただきます。

Q 7-2 : 事業計画書は募集要項に挙げられている着眼点が重視されるのですか。

A 7-2 : 審査項目の一つとなりますので、明確な記載をお願い致します。

Q 7-3 : 面接はありますか。

A 7-3 : 書面による審査となります。

Q 7-4 : 補助金の採否結果はどのような方法で通知されますか。

A 7-4 : 応募者全員（ご本人）に対し事務局から文書による採否結果の通知を行います。

Q 7-5 : 特定非営利活動法人の審査基準を教えてください。

A 7-5 : 個人事業や会社等と同様で、事業の独創性、実現可能性、収益性、継続性、資金調達の見込みにより判断させていただきます。

Q 7-6 : 過去の応募数・採択された数は、どれくらいでしょうか。また、採択率はどれくらいですか。

A 7-6 : 過去の採択件数・採択率に関しては、中小企業庁のHPでご確認ください。

8 補助金の交付について

Q 8-1 : 事業完了後の補助金交付については、どのような手続きで交付されるのですか。

- A 8-1: 補助事業の完了後、補助事業者は30日以内に実績報告書を事務局に提出していただきます。事務局において、確定検査を実施し、事業内容の検査と経費内容の確認等を行い、交付すべき補助金の額が確定した後、精算払いする形となります。実績報告書の提出から補助金の交付まで2～3ヵ月程度を要します。

9 交付決定後の注意事項

- Q 9-1: 一定以上の収益が認められた場合、補助金の額を上限として一部を納付する場合がありますと記載されていますが、なぜ補助金を返さなければいけないのですか。
- A 9-1: 国税からなる補助金が、一企業の利益になってしまうようなことは好ましくなく、補助金の交付による事業によって得た収益は、納付することとしています。これは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づいた運用となります。
- Q 9-2: 補助事業期間完了後、5年間は事業化状況を事務局へ報告する必要がありますが、どのようにすればいいのですか。
- A 9-2: 採択後に配布される様式により、事務局へ提出していただきます。
- Q 9-3: 補助事業期間は平成28年12月までなのに、なぜ5年間の事業化報告が必要なのですか。
- A 9-3: 国税からなる補助事業の効果を適切に把握するためです。

10 その他

- Q 10-1: 特定創業支援事業をまだ受けておらず、証明書がありません。その場合は、応募資格はありませんか？
- A 10-1: 特定創業支援事業の支援を受ける予定であることが確認できる「確認書」を提出してください。「確認書」は認定市区町村又は認定連携創業支援事業者より、発行を受けてください。
- Q 10-2: 本Q&Aに記載されていない注意事項はありますか。
- A 10-2: あります。本Q&Aに記載されている内容は、代表的な質問に対する回答です。創業補助金の対象となる業種は膨大であるため、本Q&Aに記載されているものは、ほんの一部にすぎません。後日、事務局より配布される「補助金事務取扱説明書」を十分にご確認ください。不明な点は事務局迄、お問い合わせください。